百々裏話（66）

おもて　あきら

〔明和改正謡本の周辺――その二〕

前回に紹介した『砭観録』は、明和改正謡本に対する観世座の玄人の反感が示されている点で興味深い資料であったが、それは謡の文句などを覚え直さなければならぬ特殊な関係者であったがための反感、と受け取られる恐れが無いでもない。もっと離れた立場の人の感想をも見てみる必要があろう。

◉『翁草』について。

明和改正謡本に関する著名な資料として、神沢貞幹の『翁草』の記事がある。貞幹は能や謡の数寄者ではあったが素人であり、明和頃には『翁草』の前半部を編んでいた教養人でもあった。事実の記録を主目的とした書だけに、『砭観録』のような感情的なものが露出していない点も、資料として有益である。著名ではあるが簡単には見られない資料なので、主要な部分を引用しておこう。同書巻六十四の「謡曲新改正の事」がそれで、以下の引用は明治38年五車楼書店刊『校訂　翁草』によった。但し注記などを一部省略してある。

謡曲新改正の事

明和の頃、観世左近太夫元章事（始祖弥清次より十五世）時めく余り、元祖より伝はりし謡の文句の謬を正し、且言葉続の悪きを直し、或は百番外百番（中頃より山本長兵衛を始、諸の書林家々にて謡を梓行するに、百番の謡区々にして陥と不定、長兵衛方の板行二百三十番の謡同く世に流布して、他板は世に不用と雖、右二百三十番と云も、家元より定たる数にても無く、唯通用の謡を、書林方の集たると云分の事也、当流に用る所は、古来百六十一番なり、委は奥に記）と、古来定りし中の謳をも（謡の文字についての注記略）、数番入替、又元章が作なりとて、梅と云新謡を組入れ、我家の事を恣に改め、万づ随意に挙動ふ。故に他流より誹謗之する事喧し。然れども時の勢を以て公命なりとて、書林出雲寺和泉方にて新改正の本を開板させ、古板は古流とて、自ら不用様に門流へ令れ知せける。因玆、侯家を始歴々の面々、偏に官板の思ひを成し、我も我もとおしなべて是を誦られける程に、左近は俄に過分徳付てぞ見えし。

夫のみならず、一と年江府に於て一代能興業の折柄も、公威を借って侯家の棧敷綺羅を輝し、諸家よりの賜物山をなし、勢ひ猛に目覚しかりしが、安永二年に身まかり、其子三十郎は父に先立て早世し、無嗣に仍り、左近が弟織部に本家相続仰付らるる所に、織部辞して申上けるは、当流謡の事、近年左近より申上、新改被仰付候処、僕儀生得記憶薄く候故、新改の文句未鍛練に御座候。其家の長として如是は不器の事に御座候条、恩免を奉冀の由固辞しけるに仍り、然る上は新改を止られ、古来の通を以て相続可仕旨、重て公命有て、織部其家を嗣ぐ、嗚呼織部が言宜なる哉。須く始祖の意に協ふべし。

凡謳は自中古公武に専ら翫せらるる狂言なれば、強て事実を正すに及ばざる歟。且言葉の巧拙雅俗共に、唯古来の儘に用ふるこそ、其世の風俗遺りて殊勝なるに、夫を改る時は雅も却て不雅と成り、自然と文句音曲に不乗音節の幽玄を喪ふに似たり。其上当御代を憚りて、仮初の言手爾波迄に気を配り、謳誉る抔可笑の甚なり。譬ば、急ぎ候程にの類悉除之、是は五十宮様（御台様御事）を憚る由なり。五十と急ぐは何ぞや不反評論事なり。斯る己が拙さには心も不付、古の唱句にも拙き事多しと雖、斯く迄の事は無かりしを、聊の事迄改ぬる心の程こそをかしけれ。謳は古より文句不改を賞し、今様の浄瑠璃小歌抔は新作を興す。是雅俗を分つ所以なり（指合について）の注記省略）夫に新謳を以せば豈浄瑠璃に異ならんや。其上今度の改を見るに、謳を評せし物に奈良土産と云ふ本有り。大旨夫を本拠にしたる様に見えていと浅猿し（一説、今度の改正は左近の意計にも非ず、故有て難黙止事となん）他座より

の謗実に理りとぞ見えし。而るを織部再び古風へ戻せし事大に可なる哉

（以下、二百十番及び独吟の目録、謡本直段付あり。省略）

右書付明和二酉年冬諸国門弟へ家元より到来。此外、

定家　大原御幸　藤戸　俊寛　当麻
景清　鉢木　角田川　遊行柳

右九番は容易に謡事を不許、誓盟の上にて許之。其上にて右に記す習十番を一番宛許す掟明和年中左近元章が定る処なり（但習十番は左近が新たに立るに非ず古来より習にする事なり）

（以下、明和本と関係ない五百番の謡目録とそれに関する記事あり。省略）

右に記す当織部が言上の事は、世の説を以記、爾なりや実否を不知、安永三年若年寄水野壱岐守より観世織部へ鈎命を伝へらるる趣は、新改謡の事思召も有之に仍り向後相止、其儘古来の通を相用候様にとの御事なり。因茲家元より門流の者へ令せしを万づ古法に復す。則当流に用ふる謡目録を左に記す。是古来よりの掟の通なり。

（以下、翁以下一六八曲の目録、独吟目録、山本長兵衛刊行謡本についての説などあり。省略）

以上に見る如く、二百十番の曲目や価格まで記録した詳細なもので、明和本廃止に関する織部清尚の言上を世上の説で実否不明とこわっているあたり、かなり信頼度の高い記録であることを思わせる。

『翁草』の編者神沢貞幹が明和改正謡本に対して否定的であることは、元章を「我家の事を恣（ほしいまま）に改め、万づ随意に挙動（ふるまい）ふ」と評した冒頭の言や、弟の織部清尚が明和本を廃して旧に復したのを「再び古風へ戻せし事大に可なる哉」と誉めていることを初め、全体の論旨から明瞭である。五十宮を憚って「急ぎ候程に」を省略するような無用のかざし言葉への気遣い（事実、着キゼリフは省略または改変されている）や、『奈良土産』の影響を蒙っていること（一部にその痕跡が認められる）を具体的に指摘してもいるが、能や謡曲は「唯古来の儘に用ふるこそ、其世の風俗遺りて殊勝」なのであり、「強て事実を正すに及ばざる」ものとする考え方が、明和本に否定的であった基本的理由であろう。そうした考えは前回に見た『砭観録』も同様であり、雅俗を対比させて論じたり、浄瑠璃・小歌の類と比較して能・謡曲の特質を考える点も両書に共通している。貞幹が「文句音曲に不乗、音節の幽玄を喪ふに似たり」の言からも知られる如く能や謡の数寄者であり、観世流の玄人と交際があったろうことを考慮すると、貞幹が『砭観録』を見ていた可能性が考えられないでもあるまい。しかし、そのこととはかかわりなく、貞幹の如き見方が当時の織者や能謡愛好者に共通した能楽観であり、明和本に対する平均的な評価であったと見なしてよいと思われる。少なくとも、新改正を是とした記録は当時の資料に見出だせないようである。また、『翁草』は他流からの誹謗が喧しかったと述べているが、観世座の内部から『砭観録』の如き非難が出ているのであるから、それも当然であろう。殊に囃子方・脇方・狂言方にとっては、大幅な改訂は甚だしく重荷であったに相違ない。一応座付の役者がきまってはいたものの、三役は所属の座を越えて他座の大夫の相手をもしていたのである。当然予想されたであろうそうした反対を押し切って元章が改正を断行した背後には、『翁草』が一説としてあげているように、左近（元章）の意のみではなく、やむを得なかった事情があったのかも知れない。そうした点についての考察や、明和本の改訂の実態については、次回以後に考察を試みたい。

（44・4・28）

文化放送から　「智恵子抄」

6月29日午後十時から、文化放送「邦楽まわり舞台」で「智恵子抄」（高村光太郎作　観世寿夫作曲）を放送する。智恵子に寿夫、光太郎に静夫、囃子に藤田大五郎、幸正影、安福春雄が出演する。